

## 令和4年8月10日発生の旦過地区の火災に関する対応について

### 1 旦過地区の火災概況

(1) 場所

小倉北区魚町四丁目2番、4番 ※ 旦過地区再整備エリアを含む

(2) 覚知日時

令和4年8月10日（水）20時54分 ※ 消防局が通報を受けた時刻

(3) 対応状況

8月11日（木）	1時37分	延焼阻止
	2時00分	火勢鎮圧
	16時41分	鎮火状態
	19時00分	鎮火

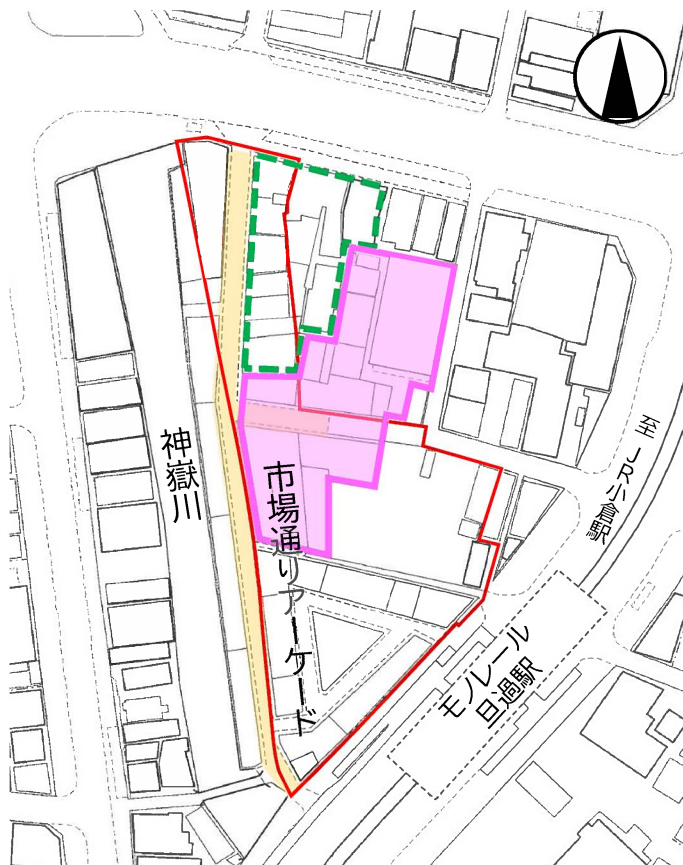
(4) 死傷者等

なし

(5) 被害状況

焼損面積 約3,300㎡（詳細は調査中）

焼損店舗数 45店舗



8月10日午後9時ごろ撮影

(凡例)

- 旦過地区再整備エリア
- 前回(4/19)焼損範囲
- 今回(8/10)焼損範囲

## 2 これまでの市の取組み状況

	取組項目	内 容
1	プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内横断的に事業者の支援や災害復旧など、迅速な対応を図るためプロジェクトチームを緊急開催。(8/12)            構成員：産業経済局長、環境局長、建設局長、消防局長、小倉北区長            市民文化スポーツ局長            オブザーバー：北九州商工会議所、福岡県中小企業振興課</li> </ul>
2	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資や店舗移転に関する補助、その他生活に関する様々な相談に応じる相談窓口を設置。(8/12～)            設置場所：市立商工貿易会館3階 9:00～17:00(土日祝日除く)            受付件数：5件(8月15日現在)</li> </ul>
3	応援相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に寄せられた寄付やボランティア等、支援の内容の整理と受け入れる被災者との調整を図る窓口を設置。(8/12)            設置場所：産業経済局産業政策課にて受付            受付件数：3件(8月15日現在)</li> </ul>
4	市の施設へのがれき受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理手数料の減免、手続きの簡素化(8/12に被災者へ案内を開始)</li> </ul>
5	市場通り(アーケード通り)の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害が発生しないよう、火災によるアーケードの影響調査及び仮囲いなどの安全対策を実施予定。            9月中旬 南北方向のアーケード通り(市道魚町9号線)を暫定供用開始予定</li> </ul>
6	火災現場の害虫駆除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮品を取り扱う店舗もあり、臭気や害虫駆除についての対策が必要であることから、プロジェクトチームから保健福祉局へ害虫駆除作業を依頼(8/15、作業日は調整中)</li> </ul>
7	地元会合への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者が早期にまとまるよう、必要に応じた助言、協議の場の設定。(産業経済局商業サービス産業政策課、建設局神嶽川旦過地区整備室)</li> </ul>
8	商店街等における空き店舗活用事業の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の火災及び自然災害に遭った事業者に限定して、「商店街空き店舗活用事業」に特例措置を設け、火災や災害により店舗が流出し、商店街のにぎわいが失われるのを防ぎ、商店街の復興を支援する。            ( 4月の火災に関する相談受付件数            11件(うち交付決定件数8件)            ※8月15日現在 )</li> </ul>